

独立行政法人大学評価・学位授与機構業務方法書

目 次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う業務(第3条—第7条)
- 第3章 業務委託の基準(第8条)
- 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項(第9条)
- 第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項(第10条)
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号。以下「機構法」という。）第3条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、機構法第16条に規定される大学等の教育研究活動等の状況に関する評価、学位の授与等を行うことにより、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を期するものとする。

第2章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う業務

(大学等の教育研究活動等の状況に関する評価)

第3条 機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、大学等又は大学等の設置者からの要請を受け評価業務を行う。

2 機構は、評価結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表する。

3 機構は、評価を決定しようとする時は、あらかじめ、当該大学等に意見の申し立ての機会を付与するものとする。

(学位の授与)

第4条 機構は、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項等の規定に基づき学位授与業務を行う。

- 2 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき、機構が定めるべき学校教育法第104条第4項第1号に規定する短期大学及び高等専門学校を卒業した者等に対し行う学士の学位の授与に関する規則は、別にこれを定める。
- 3 学位規則第6条第1項の規定に基づき、機構が定めるべき短期大学及び高等専門学校に置かれる専攻科の認定に関する規則は、別にこれを定める。
- 4 学位規則第6条第2項の規定に基づき、機構が定めるべき学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設に置かれる課程で大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了した者に対し行う学士、修士又は博士の学位の授与に関する規則は、別にこれを定める。
- 5 学位規則第6条第2項の規定に基づき、機構が定めるべき学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設に置かれる課程で大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行うものの認定に関する規則は、別にこれを定める。

（調査研究）

第5条 機構は、大学等の教育研究活動等の評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果に関する調査研究を行う。

（情報の収集、整理及び提供）

第6条 機構は、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

（国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価）

第7条 機構は、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の状況について評価を行う。

- 2 機構は、評価結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表する。
- 3 機構は、評価を決定しようとする時は、あらかじめ、当該大学等に意見の申し立ての機会を付与するものとする。

第3章 業務委託の基準

（業務委託の基準）

第8条 機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務については、その業務を委託できる。

- 2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 3 業務委託に関する基準及び前項の契約において定める事項等その他業務委託に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

（競争入札その他契約に関する基本的事項）

第9条 機構は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質または目的が競争を許さないとき、予定価格が少額であるとき、その他別に規程で定める場合は、指名競争及び随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる契約については、同協定に定められた調達手続きによるものとする。

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（その他）

第10条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成19年12月26日から施行する。